

喜多村ファンド規程

(趣 旨)

第1条 喜多村ファンドは、財団法人港湾労働経済研究所創設者及び理事長並びに日本港湾経済学会副会長であられた喜多村昌次郎氏が、日本港湾経済学会の発展と活動のために寄贈されたものである。

(目 的)

第2条 喜多村ファンドは、日本港湾経済学会が行う各種事業を支援することを目的とする。

(運営委員会)

第3条 喜多村ファンドの管理及び運用を行うために喜多村ファンド運営委員会を設置する。
運営委員会は委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長及び委員は学会会長が推薦し、常任理事会の承認を得るものとする。

(喜多村賞)

第4条 日本港湾経済学会の趣旨である港湾及び空港に関する社会科学の研究を支援・奨励するために「喜多村賞(研究論文)」を設ける。

喜多村賞公募規程については別に定める。

付 則

本規程は、2010年8月30日より施行する。